

一九六九年における大学改革としての「大学の自己点検評価」

―神戸大学・京都大学・大阪大学所蔵資料調査報告―

瀬川 大

はじめに

本室は、二〇〇四年度より「大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究」プロジェクトを開始した。その成果の一端は、昨年三月に『大学の自己点検評価の歴史的調査…基礎史料集』として刊行した。また、本学における大学改革と他大学のそれを比較対照するために、東北大学、広島大学、において資料調査を行い、その成果の一部を拙稿「東京大学改革における他大学改革資料―東北大学・広島大学所蔵資料調査報告―」^①で報告した。

その後も、他大学改革資料の調査を継続して行った。具体的には、神戸大学、京都大学、大阪大学について、所蔵する改革資料の確認、撮影を行っている。このうち、神戸大学における改革資料の一部については、谷本宗生室員によって「一九六九年以降の神戸大学改革案をととして―大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究―」^②において紹介された。本稿は、それらの論考に続き、神戸大学・京都大学・大阪大学の三大学について、その改革資料の調査を行った

成果の一端を報告するものである。

まず、本稿における視点について述べたい。前稿では、大学改革の動向における大学間の共通性に力点を置いて考察した。それに対し、本稿では大学間の相違点に着目して、改革資料の考察を行う。その理由は以下のものによる。

本稿で考察する神戸大学・京都大学・大阪大学は、隣接する三府県にあり、三大学は地理上も近接している。のみならず、規模・性質の上でも非常に類似している。すなわち京都大学・大阪大学は周知のとおり旧制大学および旧制高等学校を前身としている。また神戸大学は、一般の新制地方大学とは異なり、「旧制大学の部分と新制大学の部分が同居」^③していた大学であり、旧制大学に近似した総合大学であるという特徴を持っている。三大学共に大規模な総合大学であるという点は、本学との比較という点にとどまらず、三大学を相互に比較しようという点において、大変好都合である。このように大学間に類似性がある一方で、一九六九年から七〇年

代にかけての大学改革の直接的な契機となる「大学紛争」においては、その発端、経緯、規模など、様々である。また、その後本格的に議論される大学改革についても、その組織や改革案の方向性には大きな相違が見られる。また本室が所蔵する「他大学改革案」簿冊資料においても、これら三大学の改革案の収集には著しい偏りが見られる。神戸大学の場合、神戸大学広報委員会による『速報』のうち、改革提案が掲載されたNo.9、28、31、50、55、59、64、の合計七号が、重複しつつ本室「他大学改革案」簿冊に収められている。大阪大学では大阪大学改革準備調査委員会による報告『大学改革の基本方針』(一) (三)、および一貫教育検討委員会による報告『教育改革の構想』の四種類の報告書が存在する。一方で、京都大学の改革案は、京都大学広報委員会による『京大広報』No.24のみが「他大学改革案」簿冊に綴られているに過ぎない。また、本室所蔵ではないが、本学総合図書館には神戸大学教養部広報委員会『松下講師問題』について―神戸大学教養部紛争の記録―(『神戸大学教養部広報』No.22)『続「松下講師問題」―神戸大学教養部紛争の記録―』(『神戸大学教養部広報』No.25)、および『神戸大学教養部紛争の記録(第II部)』(『神戸大学教養部広報』No.30)、京都大学学園問題検討委員会『大学の未来像について(答申)』が所蔵されており、大学自身による、一定のまとまった資料の刊行が見られる。しかし、大阪大学の改革資料に関して、これらに類するものは管見の限り本学には所蔵されていない。これらの相違点を整理し、あわせて各大学の改革資料の調査を行い、その内容を明らかにすることで、当該

期における大学改革の比較検討を行うことが、本稿の目的となる。確かに、これらの大学改革案は、ほとんど実現しないまま立ち消えになっている。しかし、一九七〇年代に全国の大学に広がった「大学改革ブーム」を現在の時点から調査研究することの意義について、それは否定できないものを持つと考える。報告に先立ち、本稿で考える、大学改革案の調査研究が持つ意義を記しておきたい。

歴史学者の義江彰夫は、『将門記』や菅原道真の怨霊信仰を手がかりとしながら、日本社会における既成の王権や秩序に対する反逆の論理、新しい秩序と王権を支える正当化の論理を歴史的に考察した⁴⁾。義江によれば、それら反逆や正当化の論理は、復讐の論理と既存の秩序を結合させて反乱を起こし、新しい体制の構築を志向するという特徴を持つていとされる。既成の王権や秩序に代わる高次の論理を持つておらず、結局既成の王権に敗北するか共存するという結果が、歴史的に繰り返されているという⁵⁾。その上で義江はこの反逆と正当化の論理が、第二次世界大戦後の時代に至るまで生き続けているとみるのであるが、その例として義江が取り上げているのが、自らも大学院の学生としてその場に立ち会った「東大紛争」である。大学当局の行った処分に憤り、処分された学生の心情に共鳴した運動の中で、大学の古くからの権威主義的で人脈支配的な体質が糾弾されたが、替わるべき大学の理念は提示されないうか、現実性のない抽象論に終始していた。やがて学生の大多数派は、既存の体制を前提とした上で、可能な改革案を打ち出して、大学当局と交渉を重ね、「紛争」を終結させた。義江はこのように概括し、「古

代以来の日本の反権力的運動を支え続けてきた独特の論理が、歴史の変容を遂げつつも、依然伏流のごとく生きつづけていた⁶⁾」と指摘している。

義江による以上の指摘を踏まえるならば、「大学紛争」後に族生する改革組織と改革案の作成、すなわち「大学改革ブーム」は、こうした反逆を受けた既存の秩序たる大学が、反逆勢力に陳謝し懐柔することで彼らを取り込み、自ら革新・延命していく過程として、歴史的に位置づけることができよう。その際の彼らによる自己点検の結果がすなわち大学改革案である。現実には改革案はほとんど実行されなかった。しかし当時の改革案に、大学における自己革新のいかなる可能性を有していたのかを探ることは、大学の歴史的調査および研究における重要な課題とならう。

いうまでもなく大学も日本社会の一部分である。日本社会における学知の集約・発信の典型的組織であり、教育組織の一部である。このような役割を有する組織もまた日本社会において不可欠のものである。調査研究を進展させることが必要であり、またそれへの期待がされなければならないであろう。

一、調査対象について

a. 神戸大学

本室に所蔵されている神戸大学の改革文書を改めて整理すると、「他大学改革案」簿冊内に綴られているものは、神戸大学広報委員会『速報』が、前述のとおり七種類十五冊ある。それらはすべて神

戸大学改革準備委員会によって検討、作成された『神戸大学改革のための提案』が掲載された号である。順にあげれば、『速報』No. 9（一九六九年五月十五日発行）に掲載されたのは「その一 神戸大学の改革の出発にあたって」「その二 大学の使命と自治」「その三 大学の各構成員の地位―とくに学生の地位と権利について」、No. 28（一九六九年六月二日発行）に「その四 学生の団交権、拒否権等についての基本的見解」、No. 31（一九六九年六月十七日発行）「その五 学長選考規程の改革について」、No. 55（一九六九年十一月十七日発行）「その七 教学問題について 第一部」、No. 58（一九七〇年一月八日発行）「その七 教学問題について 第二部」、No. 59（一九七〇年一月十二日発行）「その八 教官組織の改革について」、No. 64（一九七〇年五月二十日発行）「その九 学寮について」、である。表題からも幅広い領域について検討を行っていることが看取される。設置時期などを勘案すると、大学改革準備委員会と『大学改革のための提案』は、本学における大学改革準備調査会、および同会による『覚書』に匹敵するものと推測される。

また、先述のように教養学部の「紛争」について総括を行った『教養学部広報』別冊が刊行されていることにも注目したい。神戸大学の沿革史について、『神戸大学百年史』の編集が進行中であり、『前身校史』および『部局史』がすでに刊行されている。また、新制神戸大学の歴史について、寺崎昌男が簡潔に整理している⁷⁾。寺崎は、新制大学が発足する際、旧制大学を含んで発足したタイプのうちもっとも複雑だったパターンとして、旧制大学・大学予科・高等

学校・専門学校・師範学校の五種類の旧制学校が統合されたパターンをあげ、その中に神戸大学が入るとしている^{〔8〕}。すなわち、多くの旧制学校によるいわば「寄せ所帯」であった。かつ、旧制大学と大学予科・高等学校などとの間に、講座制・学科目制の並存など、

研究・教育組織、教員間の格差が残存された^{〔9〕}。神戸大学の場合、教養部設置と学舎統合が一九六〇年代に進行し、高度成長期とともに兵庫県立神戸医科大学と兵庫県立農科大学の移管が重なって大幅な学生定員増が行われた^{〔10〕}。「大学紛争」において教養部における「紛争」が激しく行われた原因のひとつとして、教養課程における待遇の悪さがよく指摘されるが、神戸大学はそれがより体现された例といえるだろう。そのためか、教養部の改革が盛んに論じられ、一九六九年五月に『教養部改革試案』を発表し、同日教養部『広報』第一号の発行を行うなどしている^{〔11〕}。

以上から、全学規模の大学改革組織としては大学改革準備委員会を対象とし、『神戸大学改革のための提案』および周辺資料、ならびに部局としては教養部に関わる資料を中心に調査することと決定した。

b. 京都大学

本室所蔵の「他大学改革案」簿冊に綴じられている京都大学の改革案は、前述のとおり『京大広報』No.24に掲載された大学問題検討委員会による答申『教養課程の改善について』（一九七〇年一月十日提出）のみである。なお、大学問題検討委員会による答申のひとつである『大学の未来像について』（一九七二年九月二十七日提出）は、前述のように本学の総合図書館に所蔵されている。

ただし、京都大学における大学改革の調査にあたっては、資料集に恵まれている。例えば、京都大学は二〇〇一年三月に『京都大学百年史』の刊行が終了している。大学紛争直後の大学改革については、『京都大学百年史』においては『総説編』の「第七章 京都大学の再編と発展」で記述されている他、『資料編 二』の「第八章 大学再編への道」において月曜会、評議会あり方検討委員会、大学問題検討委員会など、改革組織のメモや答申といった重要資料が掲載され、改題が付されている。多くの掲載資料の典拠は『京大広報』である。

また、『大学の自治と学生の地位 Ⅱ―諸大学の改革案・資料と解説―』が、資料及び解説を掲載している。本書は一九七〇年の発行のため、それ以前の資料が収集・掲載されている。この段階においては、京都大学における改革の特徴は、「大学当局の側からの『改革案』としてはまとまったものはほとんど出されず、主として改革の方向が各学部における団交で進められ、それらの成果をまとめつつ全学的な改革を進める段階に、ようやく入ろうとしているということであろう。〔12〕」とされている。実際、本書に掲載されている資料は、「京大五者連絡会議の当面の民主化要求」（第一次案・改正案）、「経済学部民主化六原則」、「学部長選挙方式についての提案」、「理学部改革について―学部全構成員集会における確認事項―」、「工学部長団交確認事項」、「教養部長（代理）団交確認事項」、「教養部

教育改革案」となっており、「当面の民主化要求」以外は各部署における改革に限定されたものである。また、「当面の民主化要求」も、「学生・大学院生・教職員・生協労働者などの基本的構成員を結集した学内共闘組織」^[13]であり、大学当局によるものではない。

以上のように、全学レベルでの大学改革があまり急速に進展しなかった理由について、前掲『京都大学百年史 総説編』では、「部局レベルでの改革の積み重ねの上に全学的な改革案の作成を行う方針が採られたためである。」^[14]としている。もちろんその説明には首肯するものである。ただしその一方で、全学規模の改革組織である大学問題検討委員会が一九六九年六月と、比較的早期に発足していることから、発足当初の同委員会においていかなる審議がなされたか、非常に興味を引く。

以上から、京都大学における改革資料調査は、大学問題検討委員会などの改革組織による資料の所在を確認することを目的として、行うこととした。

c. 大阪大学

大阪大学における大学改革案のうち、先述のように、大阪大学改革準備調査委員会の手による『大学改革の基本方針』なる改革案が、(その一) から (その三) まで本室所蔵の「他大学改革案」資料簿冊に重複して綴じ込まれている。すなわち『大学改革の基本方針(その一)』(一九六九年六月二十三日評議会提出)、『大学改革の基本方針(その二)』(一九六九年十月一日提出)、『大学改革の基本方針(その三)』(一九六九年十月一日提出)、『

『大学改革の基本方針(その三)』—管理・運営組織の改革—』(一九七〇年五月六日提出) である。加えて、一貫教育検討委員会の報告として発表された『教育改革の構想』(一九七〇年八月三十一日)がある。そしてその一部については、その内容を検討した研究が存在する。

『教育学研究』第三六巻第四号(一九六九年十二月)は、特集として大学問題を組み、金子照基が「大学制度改革案の検討」と題した論考を発表している。ただし検討の対象となっているものは、(その一)・(その二)であり、一九七〇年五月に発表された(その三)、それに一九七〇年八月の発表である『教育改革の構想』は含まれていない。金子は大阪大学の改革案を、①各大学の「大学」としての大学制度改革への取組みの姿勢とその改革案作成のメカニズム、②大学制度改革案を起草する委員会の改革案作成の基本方針ないし基本的態度、③大学制度改革案の具体的な提案の内容、という三つの観点から検討を加えている。①については、もつとも注意すべき問題点として「改革案作成に対する大学当局の姿勢と改革準備調査委員会の構成の仕方」を挙げている。すなわち改革準備調査委員会が「たんに大学問題を調査研究するのみでなくて、それをもとに大学制度改革案の、いわば原案の素案を作成することを任務としているが、その作成に当たっての何らの前提条件、あるいは構想の枠組みも課されていない。」^[15]その点、例えば東京大学における「七学部代表団との確認書」がその後の改革案の作成を方向付けたのとは大きく異なるとしている。②については現代社会の諸条件に対応して「大学の研究・教育・管理体制の再編成を、現行の法令にとらわれ

ることなく、それ故にむしろ新しい大学像への長期的展望にもとづいて構想していくという基本的態度」であり、具体的には「大学社会における学生の主体性をまず明確にし、それを制度的に保障すると同時に、すべての教員の自主的で主体的な研究と教育の自由を制度的に保障する¹⁶⁾」ところに重要な特色がある、と金子は述べる。

③では、②の方針に基づき、学生の個人的権利を最大限保障する立場に立ち、特に学生の全員加入制自治組織に団体交渉権と、その交渉の最終的形態としてのストライキの権利を一定の条件の下で公認する、研究と教育のための組織を分離させる、すなわち現行の学部制と講座制を廃止して、新しく研究部制と教員会制を創設する、といった組織編制を提案していることを明らかにしている¹⁷⁾。金子は改革準備調査委員会の発足当初の委員（文学部より選出）であるから、当事者による検討であるが、それだけにこの論考は、改革準備調査委員会の意図を明示していると考えられる。

また大阪大学の沿革史には、先駆的に大学改革に関する記述が盛り込まれている。「大阪大学五十年史」の通史編が一九八五年に刊行されているが、その第四編第六章を「大学改革への模索」として大学改革組織による活動の記述に充てている。大阪大学の改革案作成のために一九六九年三月に設置された大阪大学改革準備調査委員会は、「東京大学の改革準備調査会が、いわゆる加藤確認書の基盤に立ってその仕事を進めるといふ立場にあったのに対して、さきの総長書簡にある『学生は大学の構成員である』という点に拠りどころをもち、かつ現行法令にとらわれない理想案をめざしたところに¹⁸⁾」

特徴があったとされる。続いて改革準備調査委員会の報告に沿って、現行法規の下で比較的短期間に実現しうる改革案の作成を行う組織として、大学改革推進委員会が一九六九年九月に設置された。大学改革推進委員会から教育組織の改革実施案の作成を委託された一貫教育検討委員会が、討議の結果を『教育改革の構想』として発表した（一九七〇年八月三十一日）という¹⁹⁾。

これらの委員会および報告書についての記述は簡潔ではあるが、改革準備調査委員会による次の記述に注目したい。「本委員会は、全期間を通じて、討議の素材としては当時各方面から出ていた大学改革の資料が多かったものの、そのうちの主な検討素材となったものは東京大学の大学改革準備調査会の各種専門委員会が出した資料であった。²⁰⁾」この特徴は金子照基による論考にも見受けられる点であるが、大阪大学の改革案が、東京大学を比較の対象として作成されていることが理解される。先行する改革案を検討すること自体は不思議ではない。しかし当初から大阪大学自身の反省よりも他大学の事例の検討が優先されたとすれば、それは大阪大学自身にとって大学改革の必然性が乏しいことを示している可能性がある。だとすれば、大阪大学における大学改革を改めて問う必要が生じる。さらに、本学と比較対照する視点を大阪大学自身が持っている点で、本室によって大学改革関係資料を調査する意義が十分に存在すると考えられる。以上の課題意識に基づき、大阪大学における大学改革資料を調査することとした。

二、調査結果

a. 神戸大学

神戸大学百年史編集室での資料所在調査は、谷本・瀬川の二名で二〇〇六年十二月二十一日より二十三日にかけて行った。百年史編集室においては、現在刊行中の『神戸大学百年史』に向け、資料を収集しており、それらの資料のうち大学改革に関わるものの閲覧を申請し、許可された。

過去に発行された広報委員会『速報』は、「広報委員会速報 文書掛長」簿冊に綴じられており、閲覧を許可された。広報委員会『速報』に掲載された『神戸大学改革のための提案』が、その一―ままで続いていることを確認した。本学に所蔵されなかったものは、『速報』No.50（一九六九年十月七日発行）「その六 大学財政について」、No.72（一九七一年七月九日発行）「その一〇 大学院制度の改革について」、No.73（一九七一年十二月二十日発行）「その一一 大学の運営管理について」、の三種類である。後二者については発行時期が、本学で一括してまとめられなかった理由であることが判明した。すなわち、「他大学改革案」は一九六九、七〇年度に発行されたものを収集しているために、一九七一年四月以降に発行されたNo.72、73は収集の対象とされなかったと考えられる。

「その六 大学財政について」が本学に残されていない理由は、その点から説明することはできず、興味深い。東京大学の大学改革準備調査会には、財政に関する専門委員会が存在せず、したがって財政を大きく取り扱う覚書も現れなかった。一方、神戸大学改革準備

委員会においては管理機構問題検討小委員会内の大学財政専門部会が検討を行い、「その六 大学財政について」を作成している²¹⁾。

そこでは、国立大学における財政の独立性の弱さが指摘されるとともに、大学財政の公開を提起している。そこには、「その一 神戸大学の改革の出版に当たって」で述べられているように、「神戸大学紛争」の直接の契機となった学寮問題が関係している。すなわち、学寮問題で学生たちは炊夫（婦）の公務員化とスチーム燃料費の国庫負担を求めており、その解決には大学の財政的な自立性が求められるからである²²⁾。もともと、「その九 学寮問題について」は、東京大学の大学改革準備調査会ではほとんど議論に上っていないにもかかわらず、「他大学改革案」簿冊に含まれているから、これらの議論に無関心であったことにはならないが、二つの大学間における「紛争」及び改革の性格の違いが窺える。

また、一九七〇年度以降の新入生へ「神戸大学改革に関する資料―新入生諸君のために―」と題する冊子として配布されている。その目的は、新入生「諸君に対して、神戸大学改革のためにいまままでのような努力がなされてきたのか、またこれからはどうしようとしているのかを、明確に理解して頂く²³⁾」こととされている。このように新入生を含む大学構成員に対して情報資料を提供しようという姿勢は、他の資料からも見ることができると先述した『松下講師問題』について「神戸大学教養部紛争の記録―」（『神戸大学教養部広報』No.22）の巻頭には「なるべく客観的な事実を多く提供して、この問題に関心を寄せるひとびとの判断の資料としていただくこと

は広報の義務ではないかと考え、また「新一年生は、入学以前のこととは知らないで、「とくに綿密に、本号を読んでもらいたいと思う⁽²⁴⁾」と期待している。

ただし、これらの資料が、情報の提供に目的を限定しており、大学の統一見解を公表するものではなかったことに注意しなければならぬ。『松下講師問題』については、「広報は必ずしも教授会や教養部長と同じ立場にたつわけではない」としながらも、「教養部の広報として、さらにひとつの判断を示すつもりはなく、そのようなことは厳に慎まなければならない⁽²⁵⁾」と自らを戒め、いろいろな立場の意見を取録することで、判断材料の提供に徹する構成となっている。それは『統「松下講師問題」——神戸大学教養部紛争の記録——』（『神戸大学教養部広報』No.25）、『神戸大学教養部紛争の記録（第Ⅱ部）』（『神戸大学教養部広報』No.30）でも同様である。

これは、「神戸大学紛争」における大学の統一見解を無理に作成しないという意図だけではなく、それが困難であったことを示すものと考えられる。谷本室員は前掲論考において、教養部教授会と事務職員との間に見解の相違があり、意見の一致が見られない状況があったことを紹介している⁽²⁶⁾。しかし今回の調査において閲覧した「教養学部二〇年の歩み」からは、「紛争」以前の神戸大学教養部において異なった状況があったことが記されている。座談会において「教官と事務職員との結びつきはどうでしたか。」という質問に対して、教官との結びつき、事務職員同士の結びつきの密接さが異口同音に語られている。中には、「教職員を一丸としたレクリエー

ションは長く楽しく続いたようですし運営の中心になった旅行会の活躍も相当のものであったようです。」という回想を述べる者もいた⁽²⁷⁾。すわなち、新制神戸大学が統合し、変容と拡大を急激に遂げる中で、教官と事務職員の間連帯感が喪失してしまったことが推測される。

一九六〇年代における統合の問題という、神戸大学改革の特徴を根本で規定する課題を、以上の資料から看取することが可能であると考える。当該期における大学の統合・拡大がもたらすひずみが教養部を中心とした「紛争」という形で現れ、大学改革への試みを余儀なくさせた。このひずみの現れ方は、東京大学における「紛争」とは、教養学部でのそれを想起してみても、やや異質であるように思われる。東京大学の改革準備調査会の覚書・報告書に比べ、今回の調査で閲覧した『神戸大学改革のための提案』及び『教養部改革試案』が、自治の問題など学生の立場について、教官自身に近しくする姿勢をより強く見せていることも、その結果のひとつと捉えられよう。

b. 京都大学

京都大学大学文書館への調査は、二〇〇七年二月八日から十日にかけて、谷本、瀬川の二名で行った。

京都大学大学文書館においては、歴史史料のほか、保存期間を過ぎた法人文書も移管され、順次公開されている。本資料調査では、これら閲覧可能な資料から、「大学問題検討委員会関係」および「大

学改革関係書類」資料簿冊を中心に選んで閲覧を申請し、許可された。

「大学問題検討委員会関係」資料は、さらに「開催通知等」と「議事録」に分けられて、編纂されている。表題のとおり「開催通知等」級は会合の事前配布物が、「議事録」級は議事録および当日添付資料が綴じられたものである。これらの資料を検討すると、大学問題検討委員会の発足時の状況がよく窺える。「大学問題検討委員会要項」（一九六九年六月十七日総長裁定・評議会承認）には、第二条に掲げられた調査審議する事項は、「一、大学の未来像、二、教養課程の改善、三、総長選挙制度の改正」の三項のみである⁽²⁸⁾。大学問題検討委員会は先述の『教養課程の改善について』、『大学の未来像について』ののち、一九七三年六月十八日に最後の答申「総長選挙制度の改正について」を提出したのち、七月三日に解散した⁽²⁹⁾。全学的組織であることに比して議題が特化している感があるが、それが当初からの方針であったことが判明する。

第一回の会合における奥田東総長からの説明からは、上記の審議事項についてさらに詳しいことが明らかとなる。審議事項のうち『大学の未来像』について、「種々検討すべき事項があり、その一つ一つを挙げることはできないが、ここで優先的にご検討願いたいのは教養部の問題と大学院制度の問題である。⁽³⁰⁾」とされている。あらゆる問題を等しい比重で取り上げるのではなく、検討すべき内容が当初からかなり限定されていることがわかる。ただしもちろんそれは「京都大学で問題なのは教養部の問題と大学院の問題です。」

という現状把握に基づくものでもあった。

しかし、審議事項の第三も、「教養課程の改善について」である。そこで、同じ教養課程でも、両者の検討内容には時間的射程の差が持たされる。「教養課程の改善」では：さしあたり来年四月からどうするかをお考え願いたい。教養部そのものを制度的にどうするかといったことは、大学の未来像のなかで考えていただくことを予定しております。」と説明され、『教養課程の改善について』では喫緊の課題を解決し、『大学の未来像について』では、将来的な教養課程像を提起することが求められた。締切は、『教養課程の改善について』は十月、『大学の未来像について』は十一月末までと、早急な審議が要求された。

また、『総長選挙制度の改正について』は、さらに期限が迫っていた。「総長の任期は十二月中旬に満了し、総長選挙制度が行われるが、その日取りを含む細目の発表はその一か月前までにしなければならぬ。八月中に総長選挙制度の改正についてご報告いただきたいというのは、このように時期的に差し迫った問題があるからです。」と、報告の提出が急かされていた。

しかし『総長選挙制度の改正について』は問題の大きさに比して審議期間が短すぎたため、十月十五日には大学問題検討委員会井上智勇委員長から奥田総長に宛てて答申提出が困難な旨の文書が提出されるに至った⁽³¹⁾。この答申の提出が直近の総長選挙に間に合わないのであれば、次の締切は当然次回の総長選挙になる。『総長選挙制度の改正について』答申の提出が一九七三年までずれ込んだの

はこのような事情によるものであったと思われる。

その点では、「総長選挙の問題のようにさし迫ったものでない」「大学の未来像について」の審議期間が期限を越えるのは当初から想定されていた。ただし「本来は（『大学の未来像について』—引用者）のような理念的なもの即ち、大学はどうあるべきか」から出発すべきものと思うが、この辺の問題はあまり早く結論が出ない。委員会が発足しても、余り理念的なものばかり追い求めたものでは検討が進まない。」というジレンマを抱えた上でのものであった。

答申『大学の未来像について』は第Ⅰ部「大学の任務」、第Ⅱ部「大学の現状と問題点」、第Ⅲ部「大学の未来像」という三部構成で作成され、大学のあるべき姿を求めて「大胆な提案が含まれていた」³²と評されるものであるが、それは以上のような経緯のもとでまとめられたものである。東京大学における大学改革準備調査会が一年余りの間に夥しい数の覚書や報告書を作成し、学内における問題を網羅しようとしたことと比較すると、京都大学における大学改革組織、特に大学問題検討委員会のあり方は大きく異なっている。京都大学においては、全学レベルでの改革は、奥田総長が述べる通り「むしろ二次的なもの」であり、各部署での現実的な対応を理念的に統括するものであったと考えてよいだろう。

c. 大阪大学

大阪大学文書館設置準備室への調査は、谷本、瀬川の二名によって、二〇〇八年一月十八日から十九日にかけて行われた。文書館設

置準備室では、二〇〇七年六月に故高木修二名誉教授が所有していた「大学紛争」期の大学改革に関する資料二百四十三点の寄贈を受けた。高木は当該期に評議員を務めており、先述の大学改革推進委員会の委員の他、改革準備調査委員会の第一回報告書を受けて一九六九年七月二日に発足した調査報告書検討委員会の委員などを歴任した。今回の調査では、寄贈された高木修二関係文書の閲覧を申請し、許可された。

大阪大学改革準備調査委員会が一九六九年四月二十二日に作成した「報告」は、同委員会によって三回の会合を経て行われた検討の結果をまとめたもので、『大阪大学五十年史』の記述にある、四月二十三日の評議会にされた中間報告の内容と思われる³³。その「序」では、同委員会が考える大阪大学のあるべき姿が現行の法規、慣行にとらわれないことのほか、意見が中教審よりも東京大学や学術会議の見解に近いことを述べており³⁴、『大阪大学五十年史』も、その記述を踏まえている³⁵。「報告」の内容はたしかにその面も強いが、本稿ではそれを認めた上で東京大学との差異を強調するところに注目したい。「大学とは何か」という定義を行う際、「大学とは、文明推進の基盤となる学術進歩、教育の場であり、その機能の遂行を目的として構成された社会である。」³⁶と定めたのち、「東大改革準備調査会の報告にみられる『目的社会』と同じいみである。」と注釈しながらも、続けて「しかし教育には人間的関係が重要であり、強調されねばならないので、教育面では大学は共同体であることが望まれる。」と、東京大学による大学観には希薄なグメインシヤフ

卜的側面を打ち出そうとしている。東京大学との差異化の意識が顕著である。それに続き「文明推進の基盤となる学術研究、教育の場」という一般理念のほか各大学はそれぞれの特徴をもつことが望ましい」とした上で大阪大学が「その発祥の歴史、創設の意図、その後の活動において、大阪を中心とした（しかし、必ずしも大阪にとらわれることのない）市民の文化、産業、生活の向上と結びついており、また創意と合理性を重んずる気風を持っている」ことを挙げ、「今後も保ちたいものである」と希望している。しかも「東京大学は官吏養成機関、西欧文化輸入の中心として発足したとみられ、学術権威の象徴とみなされているが、阪大の特徴はこれとかなり異なるものである。」と注釈している。大阪大学の独自性を改革すべき反省点としてではなく、継承すべき特長として、大阪大学の定義づけに取り上げている点に、この改革資料の特色を見出すことができる。「大阪大学の『紛争』は、機動隊を入れる事態にはなかったものの比較的小となしく、改革も余り熱心ではなかった³⁷⁾」ことを考え合わせるならば、改革の必要性を痛感せぬままの改革論議が行われたことが推測される。すなわち必ずしも大阪大学自身を否定的に把握する必要がなく、改革案の内容も理念から入ることが可能であった。その結果東京大学の改革案に希薄だったゲマインシャフト的側面、および学生に認める構成員自治的立場などが大阪大学の改革理念に持たされ、これらの改革資料に表れていると考えられる。

このような改革準備調査委員会の立場に対する意見も高木修二関

係文書中に存在する。教養部助講会による「『大阪大学改革準備調査委員会報告』に対する見解」は、一九七〇年一月五日に出されたもので、『大学改革の基本方針（その三）』が発表される前のものであるが、改革準備調査委員会の基本的な方向性についての意見を述べている。同文書は同委員会の審議・改革案作成の過程に意見をつけている。「すべての大学構成員、とくに数的にも圧倒的多数を占める非教授層の意見を十分に収収して、改革案の作成に当るべきことは当然である」という立場から、教授層主導である「本委員会における『基本方針』類の作成過程には、単なる手続き上の問題を超える重大な問題性が含まれている³⁸⁾」と、厳しく批判している。また、「大学の本质、目的についての、また現在の大学紛争の根源についての原理的な認識と反省が十分ではなく、ことに学生層を大学構成員として如何にとらえるかについての根本的立場が明確にされていない。」と、大阪大学自身が突きつけられた現実に対するリアルな把握が不足していることが指摘されている。

講師や助手の立場は教授と学生の間位置し、各々の大学改革においてその扱いがしばしば議論の対象になっていた。大阪大学改革準備調査会においても『大学改革基本方針（その二）』の「第四章 研究組織の改革」において、講師、助手の立場の不安定さが言及されている³⁹⁾。「大学紛争」の最激戦地となった教養部の講師・助手の立場からの大学の現状・「紛争」改革などについての認識は、教授層によるそれに比べて深さが高かったと思われる。上記の指

摘は、そうした立場からの、改革準備調査委員会による改革案の不
明確さ、不徹底さを突いたもの、あるいは改革理念と置かれた現実
との齟齬が表れたものといえよう。だとすれば東京大学の改革準備
調査会による改革案が、「大学紛争」を収束させるための「七学部
代表団との確認書」という、きわめて現実的な対処を出発点にして
いることを考えれば、両大学の改革案の差異が存在することは自
然なことと受け取ることができよう。

おわりに

以上、三大学の改革案を中心とする改革組織資料の調査を行い、
収集した資料から得られる知見をもとに各大学における改革の特徴
の一端を描いてみた。大学改革は少なくとも各大学側の主観的には「改
善」をめざすものであるから、その直接の契機となった「大学紛争」
での争点が切実な反省、自己点検の材料となったであろうことは想
像に難くない。今回の調査では、この推測が実際の改革案（作成過
程を含め）においても妥当することを裏付けた。しかも本稿の冒頭
で述べたように、今回の調査を行った大学は立地や規模が近似して
いるだけに、その相違点は確かなものといえる。

黒羽亮一は、「大学紛争」後に数多く刊行された改革資料につい
て、「改革文書の質量の面でも東大は群を抜いていた。⁽⁴⁰⁾」と総括
している。黒羽によれば、質の高さの根拠は、論点が「およそ大学
問題といわれる事項のすべてにわたる」こと、「記述された改革方
向はその三〇年後に大学審議会答申を受けて実施される事項に至る

まで、大きく矛盾したものではない」ことの二点に求められている。
ただ、それぞれの大学が抱えていた問題とその対処についての大学
自身の認識が改革案であることを考えると、上記の二点をそのまま
改革案の「質」を測る指標として用いることには再考を要するかも
しれない。

今後はさらに改革案の精査や審議過程の追跡を含め、個々の
大学改革の持つ性格、普遍性や独自性などを詳らかにしていき、
一九六九年以降一九七〇年代にかけての大学改革案が持つ意味を明
らかにしていく必要がある。

最後になるが、資料の閲覧を快く許可し、便宜を図ってくださっ
た神戸大学百年史編集室、京都大学文学書館、大阪大学文書館設
置準備室に心から感謝申し上げたい。

〈注〉

(1) 拙稿「東京大学改革における他大学改革資料―東北大学・広
島大学所蔵資料調査報告―」「東京大学史紀要」第二四号、
二〇〇六年。のち『大学の自己点検評価の歴史的調査…基礎
史料集』東京大学史料室、二〇〇八年、に再録。

(2) 谷本宗生「一九六九年以降の神戸大学改革案をとおして―大
学の自己点検評価の歴史的調査及び研究―」「東京大学史料
室ニュース」第三八号、二〇〇七年。のち前掲『大学の自己
点検評価の歴史的調査…基礎史料集』に再録。

- (3) 天野郁夫『変革期の大学―日本の高等教育の未来―』日本リクルートセンター、一九八〇年、一一六ページ。論じられているのは広島大学だが、神戸大学も同様の大学として名前が挙げられている。
- (4) 義江彰夫「史料―日本の反逆と正当化の論理―」小林康夫・船曳建夫編『知の技法』東京大学出版会、一九九四年。
- (5) 同上書、三九―四〇ページ。
- (6) 同上書、四一ページ。
- (7) 寺崎昌男「国立大学の戦後史を展望する―神戸大学百年史編纂の参考のために―」『神戸大学史紀要』七、二〇〇七年。
- (8) 同上、五ページ。
- (9) 同上、一〇ページ。
- (10) 神戸大学百年史編集委員会編『神戸大学百年史 部局史』神戸大学、二〇〇五年、八五六ページ。
- (11) 同上、八七四ページ。
- (12) 伊ヶ崎暁生、永井憲一編『大学の自治と学生の地位 II―諸大学の改革案・資料と解説―』成文堂、一九七〇年、一二三―一四四ページ。
- (13) 同上、一一三ページ。
- (14) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史 総説編』財団法人京都大学後援会、一九九八年、六三七ページ。
- (15) 金子照基「大学制度改革案の検討―大阪大学改革素案を中心に―」『教育学研究』第三二六巻四号、一九六九年、四四ページ。
- (16) 同上、四五ページ。
- (17) 同上、四九―五〇ページ。
- (18) 大阪大学五十年史編集実行委員会編『大阪大学五十年史 通史』大阪大学、一九八五年、四一三ページ。
- (19) 同上、四二―四三ページ。
- (20) 同上、四一七ページ。
- (21) 神戸大学広報委員会『速報』No. 50、一九六九年十月七日。
- (22) 神戸大学広報委員会『速報』No. 9、一九六九年五月十五日。
- (23) 「はしがき」『神戸大学改革に関する資料―昭和45年度新入生諸君のために―』一九七〇年三月。
- (24) 「I 本号を発行するにあたって」『松下講師問題』について―神戸大学教養部紛争の記録―(『神戸大学教養部広報』No. 22)。
- (25) 同上。
- (26) 前掲谷本「一九六九年以降の神戸大学改革案をとおして―大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究―」、五―六ページ。
- (27) 「座談会教養部二〇年の歩み(その二)―姫路分校の場合―」神戸大学教養部二〇年の歩み 第I部 一九七三年、『神戸大学教養部広報』No. 36。
- (28) 「大学問題検討委員会要項」(「大学問題検討委員会関係書類(開催通知等)」)。
- (29) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史 資料編 二』財団法人京都大学教育研究振興財団、二〇〇〇年、七〇―

七〇二ページ。

- (30) 「第一回大学問題検討委員会議事録」 「大学問題検討委員会議事録その一」。
- (31) 「別紙Ⅱ」 同上綴。
- (32) 前掲『京都大学百年史 総説編』、六三八ページ。
- (33) 前掲『大阪大学五十年史 通史』、四一三ページ。
- (34) 「序」 大阪大学改革準備調査委員会「報告」、高木修二関係文書。
- (35) 前掲『大阪大学五十年史 通史』、四一三ページ。
- (36) 「一 大学とは何か、その使命と性格」 前掲「報告」。
- (37) 二〇〇八年一月一八日、大阪大学文書館設置準備室菅真城氏より聞き取り。
- (38) 大阪大学教養部助講会「『大阪大学改革準備調査委員会報告』に対する見解」、高木修二関係文書。
- (39) 大阪大学改革準備調査委員会報告『大学改革の基本方針（その三）―研究・教育組織の改革―』、三五―三六ページ。
- (40) 黒羽亮一『大学政策―改革への軌跡―』 玉川大学出版部、二〇〇二年、九四ページ。

（せがわ だい 東京大学史史料室教務補佐員）